



在宅歯科医療連携室だより 令和5年 夏号

発行 福島県福島市仲間町 6-6
福島県歯科医師会・在宅歯科医療連携室
TEL 024-523-3268 FAX 024-524-1323

連携室～相談・調整事例

歯科訪問診療の調整を行ったケース

誤嚥性肺炎発症に伴う廃用による嚥下機能低下のため、機能回復を目的として入院中の60代男性。下の歯が3～4本残っている状態。義歯作製を希望（古い入れ歯はもっていない）。

胃ろうを造設していたが、現在は状態回復し口からの食事を再開している。ただし、嚥下食のため、今後食形態を上げて退院につなげたい。

連携室からの案内： 年齢などを考慮しても、普通食をとれる状態にしておくことが望まれる。入院中の病院への訪問を希望されていたため、病院付近の対応可能な歯科医療機関を調整し紹介。歯科医師の診察によりまずは口腔の状態の評価を受け、義歯の新製を含め、治療方針を相談するようご案内した。

歯科訪問診療の調整には至らなかったケース

入院していた病院から退院。要支援2から要介護認定に区分変更される見込み。入院前から上の奥歯の痛みを訴えていたが痛み止めを飲んで過ごしていた。入院中は落ち着いていたが、現在症状があるようなので歯科治療を受けたい。

室内移動は杖歩行。外出時には歩行器を使用し介助を要するが、付き添って通院ができないわけではない。

連携室からの案内： 早めの歯科受診が必要と思われる。最終的に「歯科訪問診療」の対象となるかどうかは診察した歯科医師の判断となるが、必ずしも通院ができない状況ではないとのことなので、まずは、訪問を希望するか、通院を希望するか、一長一短を踏まえて検討するよう助言。
なお、外来受診する際は、予約時に現在のお体の状態や歩行器使用等を事前に伝えるようご案内した。

「介護保険施設系サービス事業所における口腔衛生管理体制の整備状況に関するアンケート調査」
にご協力いただいた事業所 様へ

このたびは標記アンケート調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

訪問歯科診療に関する相談や歯科との連携に関することは、在宅歯科医療連携室にご連絡ください。
※FAX不要の場合にはお手数でもご連絡をお願いいたします。